


**第2回 社会保険講座**



中谷 知世

第2回目は労災保険についてご説明いたします。

労災保険とは通勤・業務中に発生した病気や怪我に対して保険給付が支給されます。

### 労災保険の意義

そもそも、なぜ労災保険に加入をしなければいけないのでしょうか。

本来、労働者の業務上発生したケガ・病気・死亡に関しては事業主が災害補償を行わなければなりません。例えば、療養費は全額補償をする必要があり、また労働者が働けない間所得を補償しなければなりません。これらの災害補償責任は軽いものではなく、支払えない場合を考えると労働者は安心して働くことができません。そこで事業主が本来払わなければいけない補償を代行してくれる労災保険の加入を事業主に義務付けることになりました。

ちなみに通勤途上の事故に関しては事業主が災害補償を行う義務はありません。通勤途上の事故の補償は労災保険独自の給付です。

### 労災保険に適用する事業・労働者の範囲

ではどのような事業者・従業員が労災保険の適用を受けるのでしょうか。



#### ・強制適用事業とは

原則、労働者を1人でも使用する事業が対象です。

#### ・適用労働者とは

同居の親族や家事使用人以外の労働者が対象です。パート・アルバイトなど契約期間、労働時間問わず労災保険の適用労働者となります。

### →問題となるケース

#### Q1. 法人の取締役等は?

A1. 原則、労働者に該当しない為、労災保険は適用されません。

ただし業務執行権を有しておらず、他の取締役等の指揮命令を受けて労働に従事しその対象として賃金を受けている者は労働者として取り扱い、労災保険が適用される場合があります。

#### Q2. 派遣労働者は?

A2. 派遣元の事業において、労災保険の適用を受けます。

#### Q3. 出向労働者は?

A3. 在籍型出向の場合は出向元・出向先の双方に労働関係があるので、双方間の契約・出向労働者の労働の実態に基づきいずれかで労災保険の適用を受けるかを判断します。移籍型出向の場合、出向先との間にのみ労働関係があるので出向先の事業で労災保険の適用を受けます。

次回は「労災か、労災ではないか」の事案をご紹介いたします。